

令和8年  
4月1日  
施行

# 道路交通法

- 自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入
- 自動車等が自転車等の側方を通過する際の新たな規定
- 普通仮免許等の年齢要件が引き下げに

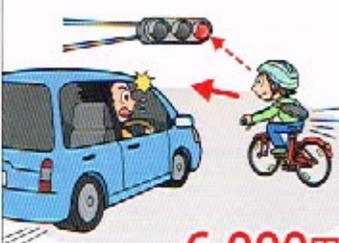
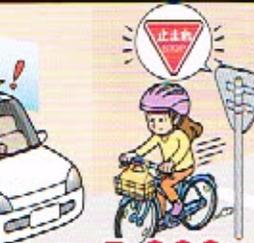
# 一部改正のポイント

## 自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取締りを行う制度）が適用に

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書（青切符）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰が科されない制度です。

### 制度の対象となる違反行為の例と反則金額

制度の対象年齢は **16歳** 以上!

<p><b>携帯電話使用等(保持)</b></p>  <p>12,000円</p>	<p><b>遮断踏切立入り</b></p>  <p>7,000円</p>	<p><b>信号無視(赤色等)</b></p>  <p>6,000円</p>	<p><b>通行区分違反(右側通行等)</b></p>  <p>6,000円</p>
<p><b>指定場所一時不停止等</b></p>  <p>5,000円</p>	<p><b>無灯火</b></p>  <p>5,000円</p>	<p><b>自転車制動装置(ブレーキ)不良</b></p>  <p>5,000円</p>	<p><b>イヤホン・ヘッドホン等の使用</b></p>  <p>※警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量の場合</p> <p>5,000円</p>
<p><b>並進</b></p>  <p>3,000円</p>	<p><b>二人乗り</b></p>  <p>3,000円</p>	<p><b>傘差し運転</b></p>  <p>※傘を差し、物を担ぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法の場合</p> <p>5,000円</p>	<p>自転車運転者による反則行為のうち、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります。</p> <p><b>[酒気帯び運転等]や[妨害運転]など、重大な違反行為は、制度の対象外のため、これまでどおり刑事手続きとなります。</b></p>

※この資料で「法」とは、道路交通法、「規」は道路交通法施行規則をいいます。

大阪府警察・(一財)大阪府交通安全協会  
大阪府交通安全活動推進センター

## 側方通過時における自動車等と自転車等の通行方法が規定

(法第18条関係)

同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち、自転車の右側面が接触する事故の割合が増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合(側方通過時)に、両者の間に十分な間隔がないときは

**自動車等は** ※ここでいう「自動車等」とは、自動車や原付バイク(特定小型原動機付自転車を除く)のことです。

自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

歩行者等側方安全通過義務違反 **罰則** 3ヵ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金  
※交通の危険を生じさせるおそれがある場合 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

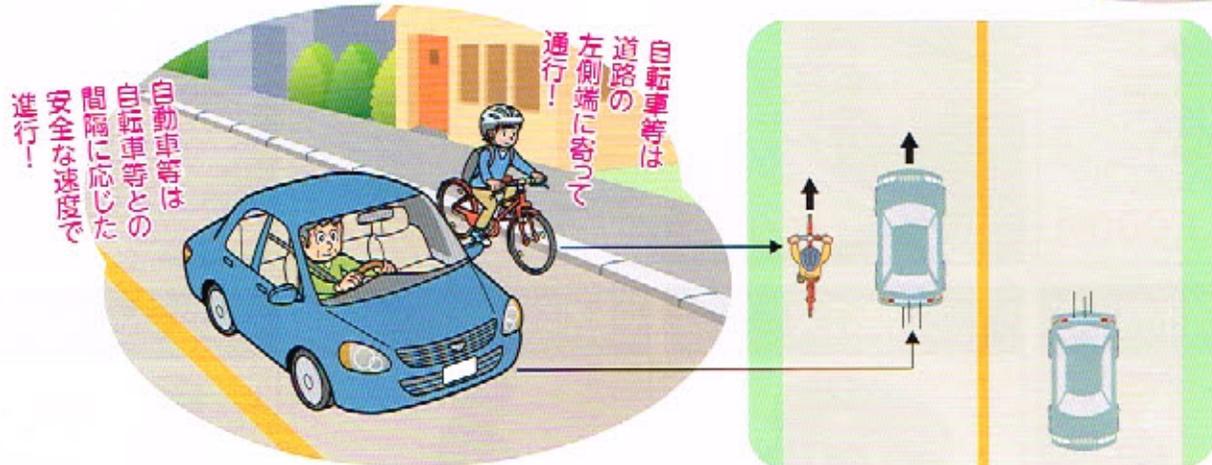
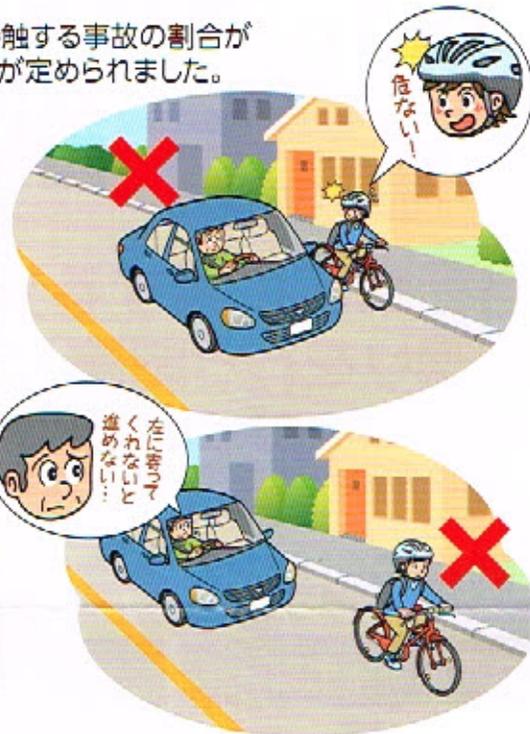
**違反点 2点** **反則金** 大型車 9,000円 普通車 7,000円  
 二輪車 6,000円 原付 5,000円

**自転車等は** ※ここでいう「自転車等」とは、自転車や特定小型原動機付自転車などのことです。

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

被側方通過車義務違反 **罰則** 5万円以下の罰金

**反則金** 自転車等 5,000円



## 普通・準中型仮免許の年齢要件が、18歳から「17歳6カ月」に引き下げに

(法第88条及び第96条関係)

普通・準中型自動車仮免許の取得と、普通・準中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢が引き下げられることにより、早生まれの高校生等も、進学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。

※普通免許等の交付の年齢要件は引き続き18歳です。

(道交法改正に伴う施行規則の改正)

※運転免許試験成績証明書の交付対象が、「免許試験に合格し、免許を受けていない者」に拡大されます。(規第28条関係)

### 【改正前】

仮免許も本免許も18歳で受験と交付。



早生まれの人は高校在学中等に普通免許を受験することが難しく、進学・就職前に取得できないなどの影響がある場合も。

### 【改正後】

普通自動車と準中型自動車の仮免許は17歳6カ月で交付可能。  
※本免許は18歳で交付されます。



仮免許を早期に取得できることで、免許取得までの期間を有効に使えるため、早生まれに限らず高校在学中等にゆとりをもって準備が可能に!